

那覇市公報

第 1 6 0 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 平成25年度特定計量器定期検査の実施について（市民生活安全課）…………… 907
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 908
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 909
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 910
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 911
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）…………… 912
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について（保護管理課）…………… 913
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について（保護管理課）…………… 914

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 915
- 不要備品の公売について（クリーン推進課）…………… 915
- 著しく保安上危険な家屋の除却について（建築指導課）…………… 916

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程…… 918

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 919

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 920

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）…………… 921

告 示

那覇市告示第 176 号

平成 25 年 10 月 1 日

平成 25 年度特定計量器定期検査の実施について

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり

2 定期検査実施場所及び期日

検査地区	検査期日	検査場所
那覇市内	平成 25 年 11 月 6 日（水曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	那覇市役所新都心銘苅庁舎 1 階ロビー
	平成 25 年 11 月 7 日（木曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	那覇市役所小禄支所 1 階守衛室
	平成 25 年 11 月 8 日（金曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	第一牧志公設市場
	平成 25 年 11 月 12 日（火曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	那覇市役所真和志支所地下 1 階会議室
	平成 25 年 11 月 13 日（水曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	那覇市役所首里支所 1 階会議室
	平成 25 年 11 月 14 日（木曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	農連中央市場
	平成 25 年 11 月 15 日（金曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	
	平成 25 年 11 月 28 日（木曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	那覇市役所真和志支所地下 1 階会議室

注意 検査時間のうち午前 12 時から午後 1 時までの間は検査を行わない。

那覇市告示第 177 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
アイワ薬局 安謝店	株式会社 アイワメディカルオキナワ	平成 25 年 8 月 1 日
那覇市字安謝 217 番地		
仲地胃腸内科クリニック	仲地 紀茂	平成 25 年 9 月 2 日
那覇市泊二丁目 6 番 10 号 2 階		
訪問看護ステーション はまむや	株式会社 医療看護はまむや	平成 25 年 9 月 11 日
那覇市真地 205 番地 スカイハイム 102 号室		

那覇市告示第 178 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 所 在 地	廃止年月日
安謝薬局 那覇市字安謝 217 番地	平成 25 年 8 月 1 日
もりしま薬局 那覇市壺屋二丁目 18 番 8 号	平成 25 年 8 月 22 日

那覇市告示第 179 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
J R J 薬局那覇店	那覇市久茂地二丁目 3 番 10 号 RBC・QAB メディアセンタービル 1 階	平成 25 年 9 月 1 日
ジャパンローヤルゼリー株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
リハビリデイサービス ぴたさぼ三原	那覇市三原二丁目 1 番 28 号 トレンディーハウス喜納 1 階	平成 25 年 9 月 1 日
株式会社りゅうせきエネプロ	通所介護、介護予防通所介護	
ライフスタイル総合研究所	那覇市字仲井真 338 番地 2	平成 25 年 9 月 3 日
株式会社 ライフスタイル総合研究所	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	
アイワ薬局 安謝店	那覇市字安謝 217 番地	平成 25 年 9 月 6 日
株式会社 アイワメディカルオキナワ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護ステーションはまむや	那覇市真地 205 番地	平成 25 年 9 月 11 日
株式会社 医療看護はまむや	訪問看護、介護予防訪問看護	

那覇市告示第 180 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 所 在 地	廃止年月日
安謝薬局 那覇市字安謝 217 番地	平成 25 年 8 月 1 日
西平医院 那覇市泊一丁目 17 番地 1	平成 25 年 9 月 1 日

那覇市告示第 181 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
宮城 計	ポルト整骨院	平成 25 年 8 月 22 日
	那覇市安謝 1 丁目 21 番 1 号 1 階	

那覇市告示第 182 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
大平通整骨院		平成 25 年 4 月 2 日
名 称	大平通整骨院（開南整骨院）	
所在地	那覇市松尾二丁目 24 番 9 号 （那覇市松尾二丁目 17 番 19 号）	

那覇市告示第 183 号

平成 25 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
井口 歩	株式会社フレアス	平成 25 年 8 月 19 日
	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	
金城 ゆかり		平成 25 年 9 月 11 日

公 告

那覇市公告第 230 号

平成 25 年 9 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 235 号

平成 25 年 9 月 20 日

掲 示 済

不要備品の公売について

地方自治法第 234 条第 1 項に基づき、公売を行いますので、次のとおり公表いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

重機車両の公売を行いますのでお知らせします。

■備品＝重機車両フォークリフト 5FD35(取得年：平成7年)

■売却条件：県内企業とする。

本体の運搬費用及び諸経費は買受人の負担とする。

■受付方法：会社名、住所、電話番号、担当者氏名を記載し FAX にて応募する。

■受付期間：掲載日より平成25年10月8日（火）まで

■見積書提出期限：平成25年10月8日（火）17時

■見積書は那覇市ホームページの「クリーン推進課お知らせ」よりダウンロードしてください。

■車両の写真、状態は那覇市ホームページの「クリーン推進課お知らせ」に掲載します。詳細についてはクリーン推進課までご連絡ください。

電話番号：882-6950

FAX 番号：888-1274

担当：環境施設 G 久場島

■電話時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

■納付期限：買受決定後1ヶ月以内

那覇市公告第 254 号

平成 25 年 10 月 1 日

著しく保安上危険な家屋の除却について

1	対象建築物の所在地	那覇市樋川2丁目1番7号
2	対象建築物の用途	住宅
3	対象建築物の構造	木造
4	対象建築物の規模	平屋建て 延べ面積 22.7 m ²

上記建築物について、老朽化により著しく保安上危険な家屋であると認めたので、建築基準法第10条第3項の規定により、所有者は平成25年10月15日までに当該建築物の除却を行うよう命ずる。なお、上記の期限までに除却を行わないときは、同法第9条第11項の規定に基づき、代執行を次により行うものとする。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 対象建物所有者 | 不明 |
| 2 代執行の内容 | 対象建築物の全部除却 |
| 3 代執行の期間 | 平成25年10月21日(月)～平成25年10月25日(金) |
| 4 代執行責任者 | 那覇市 都市計画部 建築指導課長 |

（教示）

この処分について不服がある場合は、建築基準法第94条第1項及び行政不服審査法第5条、第14条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市建築審査会に対して審査請求をすることができる。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 13 号

平成 25 年 9 月 12 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条 非常職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額462円以内の額を加えた額とする。

改正前			改正後	
所属	労務の区分	報酬の額(円)	所属	報酬の額【円】
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 920	総務課	時間額 930
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 824	総務課	時間額 930
料金サービス課	窓口担当員	日額 5,510	料金サービス課	日額 5,550
料金サービス課	滞納整理員	時間額 920	料金サービス課	時間額 930
料金サービス課	下水道使用料算定員	時間額 920	料金サービス課	時間額 930
料金サービス課	下水道接続指導員	時間額 920	料金サービス課	時間額 930
料金サービス課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,510	料金サービス課	日額 5,550
料金サービス課	貯水槽水道台帳作成員	時間額 920	料金サービス課	時間額 930
管理課	マッピングシステム入力員	日額 5,510	管理課	日額 5,550
管理課	現場調査員	時間額 920	管理課	時間額 930
管理課	水質検査担当員	時間額 920	管理課	時間額 930

付 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第13号

平成25年9月6日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代 表 者	指定年月日
416	有限会社 沖縄基礎開発	那覇市古島2丁目29番地 の2	狩俣 馨	平成25年 8月27日

那覇市上下水道局告示第 14 号

平 成 2 5 年 9 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 462 号
指定工事店名	沖縄電建
営業所所在地	浦添市牧港 1 丁目 8 番 1 号
代表者名	金城 俊功
有効期間	自 平成 25 年 9 月 4 日
	至 平成 30 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 463 号
指定工事店名	H Y S 企画
営業所所在地	沖縄市山里 1 丁目 18－1 1 F
代表者名	前城 裕二
有効期間	自 平成 25 年 9 月 9 日
	至 平成 30 年 3 月 31 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

平成 25 年 10 月 1 日

那覇市監査委員	新城	和 範
同	宮 里	善 博
同	翁 長	俊 英
同	亀 島	賢 二 郎

平成 25 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年度定期監査（前期）の結果に伴う措置状況について

経済観光部

○ なはまちなか振興課

1 公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）の歳入調定について（注意事項）

公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）にかかる歳入のうち、384万5,150円の金額が平成25年2月21日から3月31日までの間に収入済であるにもかかわらず、同年3月31日現在においても歳入調定されていない。

那覇市会計規則第20条の規定は、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。当該規定に基づき、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘の歳入調定につきましては、直ちに調定処理を行いました。今後は那覇市会計規則第20条の規定に基づき、歳入がある場合は、当該歳入にかかる関係帳票等を調査確認し、すみやかに歳入調定処理を行ってまいります。

2 沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成24年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業13事業のうち4事業（合計額4億7,034万6,000円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨、目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう事業の進行管理に十分留意して取り組まれたい。

□ 要望事項に関する措置

繰越となりました4事業につきましては、全て事業を開始しております。今後は事業の執行状況を常に把握し、進行管理に留意して年度内完了に向けて取り組んでまいります。

3 那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査について（是正事項）

那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査は、従来、3年毎に実施されているものであるが、平成24年度は、業務の繁忙を理由に執行されず歳出予算が不用額となっている。

統計の信頼性と正確性を確保するため、前回調査と同様の年サイクル及び同時期の調査を実施すべきであったが、その時期を失したことは、事業の効果を著しく損なわせる結果となっている。

当該調査は、那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとして、重要な意義を有している。調査結果から得られるデータの重要性に鑑みて、早期の実施を検討されたい。

□ 是正事項に関する措置

ご指摘の通り、当該調査は那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとなることから、次年度は早期に事業着手し、調査が確実に実施できるよう、情報収集等を行いながら計画的に実施します。

○ 観光課

沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成24年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業17事業のうち5事業（合計額6億6,235万7,210円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨・目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう関係団体等との調整を含め、事業の進行管理に十分留意して取り組まれない。

□ 要望事項に関する措置

前年度より繰り越した5事業につきまして、2事業は完了し、残りの3事業は既に着手しておりますので、今年度中に完了するように取り組んでまいります。

環 境 部

○ 環境政策課（平成25年度、環境政策課と廃棄物対策課に組織改正）

1 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業の執行率について（環境政策課）
（注意事項）

緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

この事業は、平成23年度決算においても執行率（35.1%）が低く、また、平成24年度においても執行率（15.5%）がかなり低い状況である。今後、この事業の継続の是非を含め、事業の執行のあり方について検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

屋上・壁面緑化を含む建築物緑化は、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーの推進等、都市環境の改善を図る上で有効的な手法であると認識していることから、都市における緑化推進事業として、継続していきたいと考えております。

ただし、これまでの資料・データ等を分析し、市民・事業者等の負担軽減やニーズを満たす手法を見出し、より活用しやすい制度へと改正し、取り組んでまいります。

なお、執行率の低い補助金については、これまでの実績を踏まえた予算措置に減額していきたいと考えております。

2 家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業について（廃棄物対策課）（是正事項）

家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業は、家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付する事業である。

前々回、前回の定期監査においても事業効果を高めるよう注意したところであるが、平成24年度においてもさらに交付件数が減少している状況である。また、ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により、普及が進まない状況である。今後、この事業の必要性を含め事業のあり方を検討されたい。

ロ 是正事項に関する措置

平成25年度7月末時点での交付実績は、39万3,797円となっており、当初予算150万円に対する執行率は26%と依然として低調に推移しております。

家庭からの生ごみの減量対策は、発生抑制として、買い過ぎない、作りすぎないなどの意識啓発、減量化として、水切りのひとしぼり運動、家庭用生ごみ処理機器での乾燥や堆肥化を推進しており、長く続けてもらうため、個人にあった方法で取り組む必要があります。平成24年度に行ったアンケート結果より、生ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により広く普及することは難しいが、減量効果は大きく、処理機器の特性を理解し使用を続けている市民もあり、生ごみの減量化の選択肢の一つとして、家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業は家庭生ごみの減量及び啓発の大切な事業であると考えております。

広報啓発活動としましては、市民の友への毎月の掲載、家電量販店でのチラシによる広報、環境月間にブースを設置することによる啓発の強化、また、市内の販売店に対し、申請書類の店頭設置について依頼をしております。4R推進事業及びアンケートの結果より、長く使用していただくために、生ごみ処理機器のメリット及びデメリットを説明する広報及び講座等を行っていきたいと考えております。

○ 環境保全課（平成25年度、環境保全課と環境衛生課に組織改正）

畜犬管理システム「わんライフ」保守契約について（環境衛生課）（是正事項）

このシステムは、犬の登録等を管理するシステムであり、住民基本台帳情報と連携したシステムとなっている。個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第14条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他7項目の条件を付するものと規定されている。しかし、畜犬管理システム保守契約には条件が付されていない。

畜犬管理システム保守契約においては、当該施行規則第14条に定める条件を付して契約を締結し、情報セキュリティの向上を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

那覇市個人情報保護条例施行規則第14条に規定する条件を付した「個人情報の取扱いに関する特約」条項を原契約に追加する変更契約を平成25年9月1日付け締結いたします。

生涯学習部

○ 生涯学習課

1 前金払いの理由の起案書への記載漏れについて（注意事項）

繁多川公民館・図書館運営事業及び若狭公民館運営事業の委託料の支払い方法は、特例による前金払いであるが起案書にその理由について記載がない。

前金払いのある契約事務に当たっては、起案への必要事項の記載漏れがないよう、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

前金払いのある契約事務については、今後契約の締結に当たって、前金払いを適用する場合は起案書にその理由を明記するよう改善いたします。

2 契約締結年月日の記載漏れについて（是正事項）

旧久茂地公民館警備業務委託について、10件の契約のうち3件は契約書に契約締結年月日の記載漏れがあった。契約事務に当たっては適切な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

契約締結年月日の記載漏れについては、課の職員全体に周知を図り、今後このような事態が生じないよう適正な事務処理に努めてまいります。

3 精算事務の遅延について（注意事項）

資金前渡の精算は、会計規則第57条第1項第3号の規定により用務終了日から7日以内（土日祝祭日含む）に精算しなければならないところ、6件中4件の精算事務が遅延しており、そのうち3件については、精算に要した日数が27日から30日と著しく遅延している。

資金前渡の財務事務の処理に当たっては、精算事務の適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成25年度から、資金前渡整理簿を作成し、事業担当者だけではなく、予算担当者、グループ長においても精算日期日を把握できるよう改めました。

○ 中央公民館

牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウム観覧者数について（注意事項）

牧志駅前ほしぞら公民館は平成23年7月に開館した。平成24年度と平成23年度の月平均観覧者数を比較すると、若干減少がみられる。平成24年度は沖縄振興特別推進交付金を活用し、人気番組である「銀河鉄道の夜」を投影したにも関わらず、一般への広報活動が十分ではなかったため、全体的な観覧者の増加には繋がっていない。今後は、一般市民への広報宣伝と番組コンテンツの充実

を図り、観覧者の増加に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成24年度においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、プラネタリウムの新番組を4本（大人向け1本、子ども向け2本、うちなーぐちでの解説番組1本）作成しました。予算の範囲内でチラシ・ポスターの作成、配布を行いました。広報不足は否めない状況でありました。

今後も沖縄振興特別推進交付金を活用しての番組数を増加させることを予定しており、横断幕等の作成なども含め観覧者数の増加へ繋がるような広報活動も努めてまいります。

○ 市民スポーツ課

補助金交付に係る書類の審査について（注意事項）

児童のスポーツ県外派遣補助金交付事務において、補助金実績報告書に添付されていた領収書を確認したところ、航空券の購入方法に不適切なものが見受けられた。那覇市補助金等交付規則第13条の規定によれば、市長は実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定すると規定している。

補助金交付事務においては、申請者から提出された書類について、不備等がないよう十分に審査し、適切な補助金の交付事務に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

適切な業者から航空券の購入、宿泊の手配をおこなうよう補助金申請者へ指導するとともに、実績報告における領収証等の提出書類の審査を十分におこなってまいります。

○ 施設課

随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第21条の3の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

修繕料の契約において、当該規則に定めるとおり2人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

□ 注意事項に関する措置

学校施設の修繕においては、建具やガラス等の破損脱落、コンクリートの剥落など児童生徒の安全面に直接影響がある状況や、雨漏り・漏水・漏電、保安機器等の故障のような学校運営に支障が出る状況などがあります。そのため、これらのような迅速に対応する必要性がある場合においては、緊急に1社からの見積りにより修繕を発注しています。また、比較的軽微な修繕等においても、効率的に業務を執行するため、1社からの見積りにより修繕を発注する場合が

あります。しかしながら、指摘にありますように、その取扱基準については特に明文化した定めがなく、類似の事案においても取り扱いが異なるケースがあるため、今後、緊急修繕等の状況の整理及び関係各課との調整の上、当該取扱基準を明確化し、規程等の整備に努めてまいります。

学校教育部

○ 学校教育課

随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第21条の3の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

使用料及び賃借料、業務委託等に係る契約において、当該規則に定めるとおり2人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

□ 注意事項に関する措置

契約規則の見直し又は要綱等の策定等については、全庁的な課題であり、調整が必要であると判断されることから、主管課の検討と判断指針を待つこととし、今後は那覇市契約規則第21条の3の規定を遵守して、2人以上から見積書を徴収し、事務を適正に行うよう努めてまいります。

○ 学務課

1 学校割当予算における修繕契約等の検収について（注意事項）

学校割当予算における修繕契約の検収について、支出命令書の検収印は「那覇市立学校財務取扱要綱」第8条の検収員である学校事務職員が記名押印すべきところ検収を実施していない学務課職員が記名押印する不適切な事務処理を行っている。

また、消耗品購入の検収について、請求書に表示されている検収印（ゴム印）は日付と学校名のみで検収員である学校事務職員の記名押印がない。

今後、当該財務取扱要綱に基づき適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

修繕、物品購入を問わず検収が必要なものについては、請求書に押印している検収印（ゴム印）の下に、学校事務職員等の記名押印をするよう各学校に通知、改善しております。

2 複写機賃貸借契約における保守料金の見直しについて（是正事項）

小中学校複写機賃貸借契約（5件、51台）における保守料金は、入札条件の中で特定の単価を設定し当該複写機賃貸借契約の落札業者と随意契約により別途保守契約を締結している。

当該保守料金は、下表に示すとおり他部局の取引実例価格の例と比較し1枚当たりの単価がかなり高い金額の設定となっている。

今後、保守料金の契約に当たっては、複写機賃貸借契約の入札金額に保守料金を含めるなど十分な競争性が確保されるよう契約方法の見直しをされたい。

保守料金の単価比較表			
教育委員会 学校教育部 学務課		他部局の例	
基本料金(50枚まで)	250円	1～40,000枚	1.2円/枚
		40,001～90,000枚	1.1円/枚
51枚以上	5円/枚	90,001枚以上	1.0円/枚

□ 是正事項に関する措置

平成24年度予算より複写機の賃借料は14節の使用料及び賃借料、保守料金は12節の役務費（手数料）に費目が分けられているため、賃借料、保守料を一まとめにした入札が出来ない状況にありました。

平成25年度分の契約は従来通り賃借料のみで入札をおこない、1円／月で落札、保守契約は業者見積もり、他課の契約状況等を参考に3円／枚で随意契約を締結しております。

平成26年度の複写機賃貸借契約については、保守料金の競争性の確保ができるよう契約方法の見直しについて検討いたします。

3 職員の交通事故防止対策について（注意事項）

職員が公用車を運転する場合は、安全運転に十分配慮しなければならないが、平成24年11月に公務中において不注意により物損及び人身事故を起こした。

今後、学務課主催の「安全運転講習会」を充実させるなど、交通事故予防のための効果的な取組みについて検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

年度初めの新任教頭連絡会、校長会等において、予算関係の説明に合わせて公用車の利用・安全運転について注意喚起しており、学校教育部長講話の中でも交通事故について話してもらっています。また、8月の夏休み期間中に、全学校対象に学務課主催で那覇警察署より講師を派遣してもらい、安全運転講習会を開催して交通事故予防に努めています。

4 公印の備品台帳整備について（注意事項）

公印の備品台帳整備について、学校長・園長印の公印が備品台帳に未登録であった。

那覇市物品会計規則第25条第2項に基づき速やかに備品台帳を整備されたい。

□ 注意事項に関する措置

各学校宛確認の上、未登録の公印については学務課に登録申請するよう通知し、備品台帳の整備に努めています。

○ 学校給食課

1 学校給食費の管理について（注意事項）

学校給食費は、小学校児童及び中学校生徒に対し給食を提供するための食材料費として児童生徒の保護者から徴収するものである。平成23年度の給食費収入は、市内の小学校と中学校をあわせて約14億5,300万円となっている。

学校給食費は原則として口座振替となっているが、未収金等の支払いについては納付書又は現金納付による徴収となっており、その現金徴収に伴う事件・事故を防止するため、教育委員会において「学校給食費現金取扱いガイドライン」を作成し、各学校において運用している。

しかし、複数職員による現金チェック体制の不備や、学校給食費会計決算の監査を実施していない学校が見られるなど、学校現場において同ガイドラインが十分周知されてない状況がある。

本市の学校給食費は、児童生徒の保護者からの給食費で運営する私会計となっているが、学校給食は、市の教育行政の一環として実施されるものであることから、学校給食費についても公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるため、各学校に対し関連様式等の整備や、会計処理に係るチェック体制の充実を図る等、指導を強化されたい。

□ 注意事項に関する措置

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるための各学校に対する関連様式等の整備として、「学校給食費現金徴収時における現金帳簿の様式について（通知）」（平成25年6月26日付）において現金帳簿の様式を通知し、複数職員での照合がしやすいようにしました。

また、会計処理に係るチェック体制の充実を図るため、「学校給食費の適正な管理及び執行について（通知）」（平成25年4月24日付）を通知するとともに、毎年行っている、校長及び事務職員に対する「学校給食費会計処理状況の確認」の中で、現金取扱いガイドラインが十分周知されているか確認を行い、会計処理が適切に行われるよう指導を行っております。

2 学校給食費の未収金について（要望事項）

平成23年度における学校給食費の未収金は、小中学校合わせて約3,460万円となっており、納付すべき給食費の約2.4%である。

学校給食費の未収金対策については、平成19年に学校給食事務処理フローチャートを作成して各学校に通知し、また平成22年度以降は、児童生徒保護者からの「給食についての確認書」の提出により、給食費の収納率向上への理解と協力を求めている。

今後も、各学校に対しては、未収金対策を周知するとともに、未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止についても、指導を強化されたい。

□ 要望事項に関する措置

毎年、行っている学校給食費納付状況等の調査によると、平成24年度の学校給食費徴収状況は約98.1%と平成19年度以降で最高となっています。各学校に対しての未収金対策の周知については、「給食についての確認書」の提出以外にも個別面談等を実施するなど給食費の徴収率向上に取り組める体制の強化を図るよう働きかけています。また、経済的理由による未納者に対しては、生

活保護や就学援助制度の紹介を行うよう各学校に指導しております。

未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止については、「学校給食費現金徴収時における現金帳簿の様式について（通知）」（平成25年6月26日付）において、複数職員で照合ができる現金帳簿の様式を示すとともに、現金の保管時には複数職員で照合・確認を行い耐火金庫での保管を行うこと、耐火金庫のカギの責任者は校長または教頭とすること、銀行口座の入金確認を校長が行うことを各学校へ通知し、指導を強化しました。

3 アレルギー対策検討委員会に係る予算執行について（注意事項）

アレルギー対策検討委員会会議における委員の報償費10万8,000円が全額未執行となっている。同委員会は、学校給食における食物アレルギーによる事故を未然に防ぎ、食物アレルギー児童生徒に対し適切に対応を行うことを目的に、食物アレルギー対策の管理方針等を検討するため設置するものであるが、平成24年度においては、委員の選任、会議資料等の作成ができなかったため、委員会の設置ができず、予算の未執行となったものである。

平成24年12月には東京都内の小学校において学校給食によるアレルギー死亡事故が発生しており、本市でも平成24年度にアレルギー事故が4件発生している。アレルギー事故は、深刻な事態を招く場合もあり、その対策は重要な課題となっている。早急に委員会を設置し、アレルギー対策に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

アレルギー対策への取り組みについては、那覇市学校給食における食物アレルギー対策検討委員会設置要綱（平成25年6月20日 学校教育部長決裁）を定め、現在は、同要綱で定める作業部会を開催し、食物アレルギー対策の基礎的な調査研究に取り組んでいる状況にあります。

本年中には対策委員会を開催し、学校給食における食物アレルギー対策実施要綱及び学校給食における食物アレルギー対応の手引きの作成を行い、学校給食における食物アレルギー対策が、学校内及び学校給食調理場において適切に行えるよう努めてまいります。